

令和2年10月15日  
環境厚生常任委員会

## － 提出資料 －

1. 「障害者日中一時支援事業業務委託費」の返還について

・・・（障がい福祉課）

P 1・2

健康福祉部

## 障害者日中一時支援事業業務委託費の返還について

### 1 概要

日中一時支援事業とは、障害者総合支援法第77条で規定されている地域生活支援事業として、障がい者の日中における活動の場を確保し、見守りや家族のレスパイトなどを目的に障害者福祉サービス事業所などで委託契約により実施している事業です。

2市1町によるガイドラインの見直しにあたり、令和2年1月21日に事業所の検査に入り、令和元年度執行分の実績報告書について聞き取りや関係書類のチェックを行いましたところ、認識誤りによる事業費の過誤請求が判明しました。令和元年度分については、速やかに訂正を指示し年度内の清算が完了しております。

また、その後、過年度分についても、改めて聞き取りや関係書類のチェックを行いましたところ同様の過誤が認められましたので、精査を行い、返還額を決定いたしました。

つきましては、事業者に対して速やかな返還を求めてまいります。

### 2 監査内容及び結果

(1) 対象期間 平成27年度～令和元年度

(2) 過誤内容 1対1の個別対応が必要な人が、集団対応とされていたにも関わらず、個別対応として請求されていた

(3) 過誤による返還額 10,413,700円(元年度除く)

内訳	平成27年度	3,971,700円
	平成28年度	2,487,100円
	平成29年度	2,821,000円
	平成30年度	1,133,900円
	令和元年度	3,422,850円

※なお、令和元年度分については、年度内の清算が完了しております。

### 3 利用者について

当該事業所とは今年度9月末をもって契約を切っており、当該事業所では31名の方が利用されていましたが、10月1日以降、他の事業所に移れるなど引き続き制度を利用されている方が20名で残りの11名の方については、家族の見守りなどで利用を控えるとのことで、現在は利用をしておりません。しかしながら、11名の方につきましては、今後も状況確認を行うなど、相談支援事業所との連携により必要に応じて対応してまいります。

### 4 今後の対応

今後につきましては、このような事象が起らないよう、事業所への指導監査の実施、提出書類やチェック項目の見直しを行い、再発防止に努めてまいりたいと考えております。

# 日中一時支援事業

亀岡市

2020年度版

日中に、障害者福祉サービス事業所・障害者支援施設などで、見守りや一時預かりあるいは社会に適應するために必要な支援を行います。

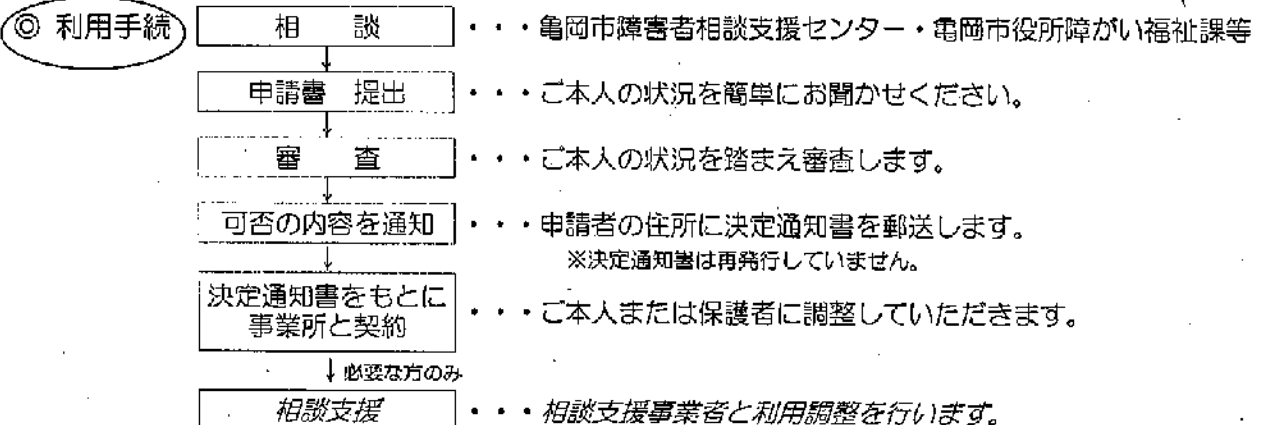
◎ 対象者 身体障害者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳等をお持ちの方障がい理由として日常生活に支援が必要と認められる個人  
※療育及び精神保健福祉手帳のない方は、知的及び精神障がいがある状態の証明が必要です。  
※原則、18歳までの児童は除きます。

◎ 利用料 無料（利用時間制限内での利用の場合）

◎ 利用目的 ①社会的理由・・・家族等の冠婚葬祭・入院・通院、兄弟の用事等突発的な事象  
②私的理由・・・家族等不在時の見守り・本人の社会参加等  
※訓練等給付・介護給付、その他社会資源等が利用できる場合は、そちらを優先に利用していただきます。

◎ 利用時間制限 ①社会的理由・・・8時～18時までの1日8時間以内（場合によりその限りでない）  
②私的理由・・・8時～18時までの1日8時間以内  
※送迎時間帯は含みません。  
※土・日・祝日は、月に40時間以内で利用が可能です。  
※複数の事業所を利用される場合は、総合して制限時間が超えないよう調整してください。

◎ 送迎 1回の利用に送迎1回（往復）  
※自宅～事業所～自宅間の送迎です。



☆療育的な場ではありませんので、対応する職員は有資格者でない場合がほとんどです。  
☆家族等の就労支援以外で、土・日・祝日に40時間以上の利用が必要な場合は、相談機関を通じて調整した上で、第三者機関の承諾が必要となります。

お問い合わせ：障がい福祉課 電話(25)5189  
FAX(25)5511



令和2年亀岡市議会

令和2年10月15日

環境厚生常任委員会資料

環境市民部環境政策課

## ～ 次 第 ～

### ■レジ袋提供禁止関連施策について

- ・ 亀岡市プラスチック製レジ袋の提供禁止に関する条例施行規則
- ・ 紙袋の共同購入事業に係る紙袋デザイン

亀岡市プラスチック製レジ袋の提供禁止に関する条例施行規則をここに公布する。

令和2年 月 日

亀岡市長 桂川 孝裕

亀岡市規則第 号

亀岡市プラスチック製レジ袋の提供禁止  
に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、亀岡市プラスチック製レジ袋の提供禁止に関する条例（令和2年亀岡市条例第8号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(市の支援)

第2条 条例第7条に規定する支援は、次に掲げる事項を行うものとする。

- (1) プラスチック製レジ袋の提供禁止に関し、必要な情報の提供
- (2) 市民等及び事業者に対する周知及び啓発
- (3) 市民等及び事業者がプラスチック製レジ袋の提供禁止に向けて取り組む先進事例の情報発信
- (4) その他市長が特に必要と認める事項

(身分証明書)

第3条 条例第11条第2項に規定する身分を示す証明書は、身分証明書（別記第1号様式）によるものとする。

(勧告)

第4条 条例第12条の規定による勧告は、勧告書（別記第2号様式）により行うものとする。ただし、公益上、緊急に勧告する必

要がある場合は、口頭により行うことができる。

- 2 前項の勧告を受けた事業者は、当該勧告に係る是正措置を行った場合は、是正措置報告書（別記第3号様式）により速やかに市長に報告するものとする。

（公表の方法）

第5条 条例第13条の規定による公表は、次に掲げる事項を告示、公報への掲載その他の方法により行うものとする。

- (1) 氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）
- (2) 住所（法人にあっては、その主たる事業所の所在地）
- (3) 違反等の内容

（意見を述べる機会の付与）

第6条 市長は、条例第13条の規定により公表をする場合は、あらかじめ当該公表の対象となる事業者に対し、その理由を通知書（別記第4号様式）により通知するものとする。

- 2 前項の通知を受けた事業者は、意見書（別記第5号様式）を提出することができる。

（審査会）

第7条 条例第14条に規定する審査会は、亀岡市プラスチック製レジ袋提供禁止審査会（以下「審査会」という。）と称する。

- 2 審査会は、委員5人以内で組織する。
- 3 委員は、地方行政に見識を有する者その他市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱する。
- 4 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 審査会に会長を置き、委員の互選により定める。
- 6 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。
- 7 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

（審査会の会議）

第8条 審査会は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 審査会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

3 審査会の議事は、会議に出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(審査会の庶務)

第9条 審査会の庶務は、環境市民部環境政策課において処理する。

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

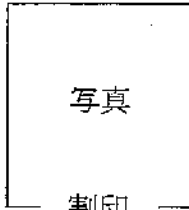
この規則は、令和3年1月1日から施行する。ただし、第5条から第9条までの規定は、令和3年6月1日から施行する。



別記第1号様式（第3条関係）

第 号

身 分 証 明 書



所 属

氏 名

生年月日

年 月 日生

上記の者は、亀岡市プラスチック製レジ袋の提供禁止に関する条例第10条第1項の規定による立入調査を行う者であることを証明する。

年 月 日

亀岡市長



第2号様式（第4条関係）

第 年 月 日 号

様

亀岡市長

印

勸告書

あなたが行った下記行為は、亀岡市プラスチック製レジ袋の提供禁止に関する条例第5条第 項に違反していると認められますので、同条例第12条の規定により、速やかに下記のとおり是正措置を講ずるよう勧告します。

記

違 反 行 為	
是 正 措 置 の 内 容	
是 正 期 限	年 月 日

第3号様式（第4条関係）

年 月 日

（宛先） 亀岡市長

住 所

氏 名

印

是 正 措 置 報 告 書

亀岡市プラスチック製レジ袋の提供禁止に関する条例施行規則第4条第2項の規定に基づき、下記のとおり是正措置しましたので報告します。

記

違 反 行 為	
是 正 措 置 の 内 容	

第4号様式（第6条関係）

第 年 月 日 号

住 所

氏 名 様

亀岡市長

通 知 書

亀岡市プラスチック製レジ袋の提供禁止に関する条例第13条第1項に規定する事項に該当するため、あなたの氏名、住所及び違反等の内容を公表する予定をしています。

については、同条例第13条第3項の規定に基づき、意見を述べる機会を付与します。

記

意見書の提出期限	年 月 日
意見書の提出場所	
公表の原因となる事実	

第5号様式（第6条関係）

年 月 日

（宛先）亀岡市長

住 所

氏 名



連絡先

意 見 書

年 月 日付け 第 号で通知のありました意見を述べる機  
会の付与については、下記のとおり意見を述べます。

記

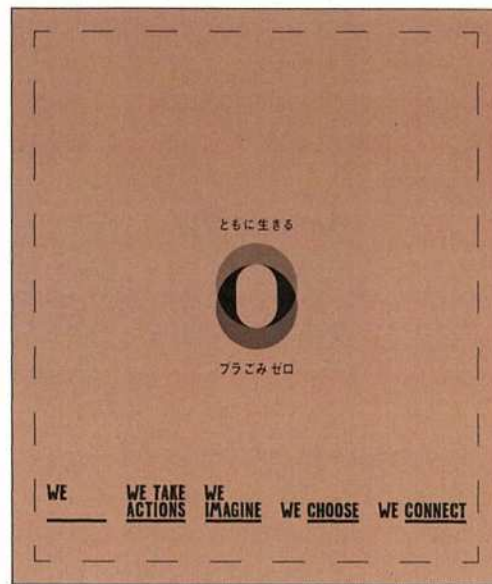
- 意見はありません。
- 次のとおり意見を述べます。

【紙袋の共同購入事業に係る紙袋デザイン】

Sサイズ 表



Sサイズ 裏



底面



規格	1箱 100枚入 税込単価	サイズ (cm) 幅×マチ×高さ
S	1,419 円	22×14×15
M	1,567 円	26×16×26
弁当用	1,864 円	35×21.5×20.5
L	1,848 円	35×15×35
2 L	2,442 円	35×22×45

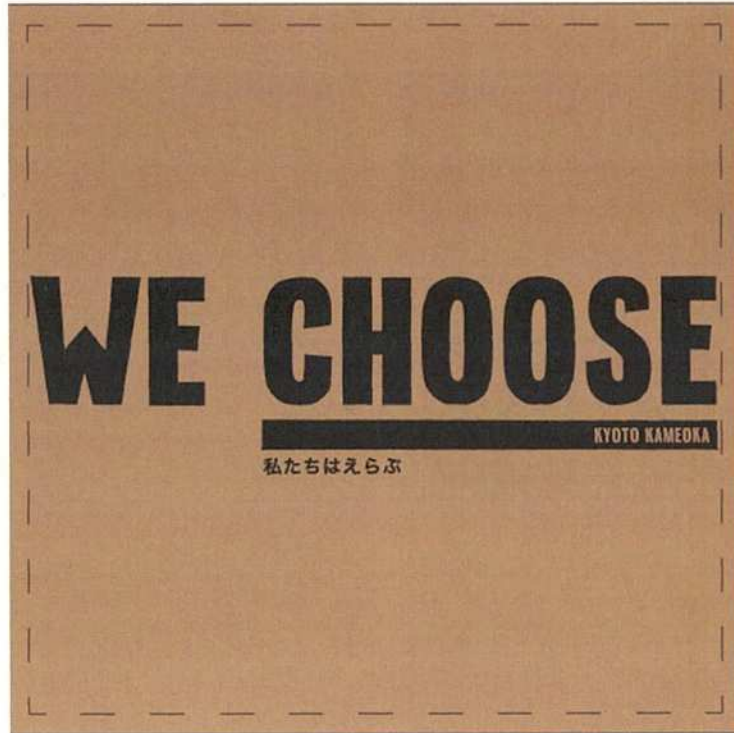
Mサイズ 表



弁当用



Lサイズ



2Lサイズ

